■平成26年12月まで

_ 1 // = 0 1	/ 3 0 . 4	
所得区分	総所得金額など	適用区分
上位所得者	600万円超	Α
一般所得者	600万円以下	В
低所得者	住民税非課税	C



■平成27年1月から

- 1 M2/ T 1/3/0 /			
所得区分	総所得金額など	適用区分	
上位所得者	901万円超	ア	
	600万円超~ 901万円以下	1	
一般所得者	210万円超~ 600万円以下	ウ	
	210万円以下	エ	
低所得者	住民税非課税	才	

知 6

認定証の交付を受けた方

再度申請する必要はあ

平成26年8月1日以降に

案 内

限度額適用認定証などの 更新について 玉 民 健 康保険から一

してください。

認定証は、平成27年1月1 古い適用区分が記載された 認定証を郵送しますので、 りません。12月中に新しい

日以降に町民生活課へ返却

新たに認定証が必要となる 上、交付を受けてください お今後入院などにより 町民生活課で申請の

満の方の高額療養費の自己

平成27年1月から70歳未

負担限度額の所得区分が細

₿町民生活課 **₹**72 - 6933

認定証」の適用区分が左表 度額適用·標準負担額減額 分化されることに伴い「限

『額適用認定証』および「限

のとおり変更になります。

廿

個人事業者の平成26年分 お知らせ 消費税確定申告に関する

には、 分して集計する必要があり 税取引を適用税率ごとに区 確定申告書を作成するため 月1日を含む課税期間)の 率は8%になっています。 費税(地方消費税含む)の税 消費税および地方消費税の 平成26年4月1日から消 平成26年分(平成26年4 帳簿などにおいて課

【注意してください】

ます。

②帳簿などでは、 ①課税取引に対する適用税 引についても区分する必 行われる取引であっても、 平成26年4月1日以後に 月1日以後は8%ですが、 率は①平成26年3月31日 用される場合があります。 経過措置により5%が適 以前は5%②平成26年4 非課税取

計算できるため、 る事業者は、

ません。

●国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp

れます 明書などの交付が受けら 田村市役所で登記事項証 福島地方法務局から

月5日から「法務局田村証 機を設置し、 記事項証明書等発行請求 村市役所(新庁舎1階)に登 福島地方法務局では、 平成27年1 田

(3)簡易課税制度が適用さ 要があります。 とに区分する必要はあり ど)について適用税率ご 入れ(仕入・必要経費な から納付する消費税額を 課税売上高 課税仕 n

費税法改正のお知らせ(社 サイトのトピックス内「消 については、国税庁ウェブ を含む消費税法の改正内容 係)」をご覧ください。 会保障と税の一体改革関 なお消費税率の引き上げ

◆取り扱い業務

(1)全国の土地・建物および 明書 会社・法人の登記事項証

(3)会社・法人の印鑑証明書 ②全国の会社・法人の代表 者事項証明書

が必要です) 代表者の生年月日の入力 ます。また請求する際に 印鑑カードが必要となり 、印鑑証明書の請求には、

(4)動産譲渡登記および債権 証明書 譲渡登記の概要記録事項

※ る不動産および会社など コンピュータ化されてい に限られます。

開始することとしましたの て証明書発行業務の運用を で、ぜひご利用ください。 サービスセンター」とし

◆設置場所

サービスセンター」 福島地方法務局田村証明 田村市役所(新庁舎1階)

時から正午まで から金曜日まで)の午前9 ▼受付時間 平日(祝日を除く月曜日